

古代も今も。
くらしづく町、
吉野ヶ里。SINCE LONG
AGO PEOPLE
LIVE HERE,
YOSHINO GARI

若者の定住を応援します！

吉野ヶ里町内に住宅（新築又は中古）及び住宅用地を購入し、移住・定住される45歳未満の夫婦（入居日時点）に定住奨励金を支給します！

基本額 **20** 万円 + 子ども1人につき **10** 万円 + 町外からの転入の場合 **10** 万円

※支給総額の半額分はよしのがり商品券でお渡しとなります。

基本額の支給要件

- 申請日時点で住宅への入居日から1年以内の者
- 入居日において、自己及び配偶者がともに45歳未満の者。
- 自己又は配偶者が住宅の所有者（住宅の所有が共有に係る場合は、当該共有者の内から選任された代表者）であること。
- 夫婦のいずれもが過去に吉野ヶ里町定住奨励金の支給を受けていないこと。
- 住宅に居住する全員が町税等租税公課を滞納していないこと。
- 配偶者と共に入居日又は登記の日のいずれか遅い日から5年以上吉野ヶ里町内に定住する者であること。
- 入居日の前日から遡って1年以内に、対象住宅の所在地に自己及び配偶者のいずれもが住所を定めたことがないこと。
- 住宅に居住する全員が吉野ヶ里町暴力団排除条例（平成24年吉野ヶ里町条例第1号）第2条第3号に規定する暴力団員等でないこと。

※受付は申請書類が全てそろってからとなります。
※申請期限はその年の年度末までの受付分となります。また、予算が終了した場合は期限を待たずに、受付を締め切りますので、お早目に申請ください。尚、次年度の事業継続の有無については、3月中旬以降HPにてお知らせします。

対象住宅の要件

- 居室、玄関、台所、トイレ及び浴室等、居住の用に供する部分の床面積の合計が50平方メートル以上のもの。
- 建築基準法（昭和25年法律第201号）に基づく建築確認等及び関連規定に適合していること。
- 昭和56年6月1日以前に建築された住宅については、現行の耐震基準に適合していることを証明できること。
- 入居日から起算して1年以内に取得したもの
- 公共事業による補償での取得でないもの

子育て加算金要件 【10万円×子の人数】

- 申請者又はその配偶者とともに対象住宅に入居した中学生以下（入居日時点）の申請者又はその配偶者の子一人につき10万円を加算。

転入加算金要件 【10万円加算】

- 自己及び配偶者が対象住宅に係る請負契約又は売買契約の日の前日から遡って3年以内に本町内に住所を定めたことがない者であること。

※入居日：奨励金の対象となる住宅の所在地に申請者及び配偶者の双方が住所を定めた日。



福岡までアクセス抜群！住みやすか



申請書のダウンロードは町HPで！



フラット35地域連携型についてはこちら

受付場所：吉野ヶ里町役場（三田川庁舎） 企画調整課まちづくり推進係 ☎0952-37-0336
受付日時：月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く） 午前9時～午前12時、午後1時～午後5時
※担当者が不在の場合はお待ちさせていただきますので、事前に連絡の上ご来庁ください。

定住奨励金の申請に必要な書類

■	申請書（様式1号）※町HP参照
■	誓約書（様式2号）※町HP参照
■	住宅に居住する世帯全員の住民票謄本（個票）（発行後3ヶ月以内で続柄及び本籍記載のもの）【原本】
■	住宅の請負契約書又は売買契約書の写し
■	住宅に係る土地及び建物の全部事項証明書（所有権保存登記又は所有権移転登記を完了したもの）【原本】
■	建築基準法に基づく検査済証の写し又は昭和56年6月1日以前に建築された住宅については、現行の耐震基準に適合していることを証明する書類
■	住宅の案内図、配置図及び各階平面図
■	申請者及びその住宅に住む全員（申請年度の4月1日時点で18歳以上）の滞納のない証明書（発行後3ヶ月以内のもの）※学生の場合は在学証明書等 【原本】

○転入加算を申請する場合	
■	住宅に係る請負契約又は売買契約の日の前日から遡って3年間の居住地の履歴が分かる自己及び配偶者の戸籍の附票【原本】

移住・定住、子育てに役立つ制度

移住支援金	東京23区（在住者又は通勤者）から吉野ヶ里町に移住し、都道府県が運営する就職マッチングサイトに移住支援金の対象の求人として掲載された企業に就職された方等に移住支援金が支給されます。	企画調整課 0952-37-0336
空家バンク	吉野ヶ里町内にある空家の利活用（売却・賃貸）を考える所有者の方が登録した物件情報を、空家の購入や賃借を希望する方に向けて発信します。	
空家流通促進事業補助金	空家バンクに物件登録された方に管理費等を補助します。	
住宅ローン【フラット35】地域連携型	子育て支援や地域活性化のために吉野ヶ里町と住宅金融支援機構が連携し、住宅取得に対する町の補助金とセットで、【フラット35】の借入を一定期間引下げる制度です。	こども・保健課 0952-51-1618
結婚新生活支援補助金	令和6年1月1日から令和7年3月31日に結婚した新婚の夫婦に、吉野ヶ里町内に構える新居の購入費や賃貸に係る初期費用、引っ越し費用を補助します。	
出生祝金	赤ちゃんの誕生を祝福し、祝金を支給します。	
子どもの医療費助成事業	18歳になる日の属する年度末日までの子どもを対象に、医療費の一部を助成します。	
病児保育事業・病後児対応	子どもが病気のため、自宅での保育が困難な場合に、病院等で保育を行います。（事業に係る事務は佐賀市へ委託しています）	
一時預かり事業	家庭で一時的に保育を受けることが困難になった乳幼児について、保育所にて預かります。	
ファミリーサポートセンター	子育てを援助してほしい人と援助したい人が、地域での子育てを助け合う相互援助活動です。	
地域子育て支援拠点事業	子育て中の親子の交流促進や、育児相談等を行います。	学校教育課 0952-37-0339
Neue（ノイエ）	教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について、情報提供や利用相談に応じます。	
こんにちはあかちゃん訪問事業	生後4ヶ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育等の相談に応じます。	
学校給食費補助金	18歳になる日の属する年度末日までの子どもが2人以上いる保護者を対象に、町立小中学校に在籍する第2子以降の子どもの学校給食費を補助します。	社会教育課 0952-37-0341
学校給食費高騰分補助金	物価高騰等の影響を受けた学校給食食材費から保護者が負担する学校給食費を除いた分を補助します。	
放課後児童クラブ	就労等で保護者が日中家庭にいない小学生を、授業終了後等にクラブで預かります。	